

労働基準広報 2018 No.1951

3/1

CONTENTS

特集 障害者雇用率等の算定特例と30年度の施策 ————— 6

精神障害者である短時間労働者1人をもつて1人と算定する特例を創設

今年4月から引き上げられる障害者雇用率（民間企業の法定雇用率は2.2%となり、障害者雇用率達成義務が課される事業主の範囲は常用労働者45.5人以上に広がる）等の算定方法に「一定の精神障害者である短時間労働者は1人をもつて1人とみなす」旨の特例措置が設けられることになった（平成30年厚生労働省令第7号）。この特例措置は、平成35年（2023年）3月31日までに雇い入れられた者等に適用される。ここでは、この特例措置と平成30年度の障害者雇用施策をみる。

（編集部）

●相談です！ 弁護士さん ————— 14

新企画

相談03 「固定残業代制度を導入したい」
～固定残業代制度のリスク～

無効と判断されれば残業代は一切支払われていないものと扱われる

（執筆／弁護士・迫田宏治（さこだ法律事務所）
（監修／北海道大学名誉教授・道幸哲也）

●弁護士&元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 22

〈第43回〉裁量労働制を巡る問題

企画業務型裁量制の導入要件満たせず約2億6千万円を遡及是正した企業も

（弁護士・森井利和&特定社会保険労務士・森井博子）

●企業税務講座 ————— 35

第87回 平成30年度税制改正大綱②

生産性の向上や持続的な賃上げを後押し

（弁護士・橋森正樹）

●NEWS ————— 1

（厚労省・平成29年の労働災害の速報値まとめ）死亡者数は前年同期比3.7%増の872人／（労働力調査・2017年平均結果）完全失業率は23年ぶり3%を下回り2.8%に／（29年末現在の行動計画等の状況）次世代法の認定は2848社そのうち特例認定181社／ほか

●労務資料／平成29年賃金引上げ等の実態調査結果③ ————— 42

～労働組合からの賃上げ要求状況等～

労組から賃上げ要求交渉あった企業80.6%

（厚生労働省調べ）

●連載 労働スクランブル⑩（労働評論家・飯田康夫） — 40 ●本誌読者アンケート — 47 ●わたしの監督雑感 福島・いわき労働基準監督署長 泉川茂 — 54 ●編集室 — 56

アンケートへのご協力をお願いします(47ページ)

労務相談室

回答者

就業規則等	〔アルバイトの制裁規定〕社員の規定の準用でよいか	48	弁護士・平井彩
労災保険法	〔会社主催の歓送迎会中に階段から落ちて骨折〕労災保険の適用は	50	特定社労士・藤岡衣里子
労働基準法	〔社会福祉施設の宿直勤務の手当〕別に割増賃金支払い必要か	52	弁護士・平田健二

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内